

## 外国人の雇用と

### 源泉徴収

外国人を雇用した場合、その者が居住者であるか、非居住者であるかによって、その取り扱いが異なると聞いています。

その区別については、そのものの住所または居所を日本国内に有するか否か、あるいは、国内の居住期間の長短によって判定することとされています。

今回はこの件について考えます。

#### (1)居住者とは

居住者とは、国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

#### (2)住所・居所の有無の判定

- ・「住所」とは、各人の生活の本拠、すなわち、この者の生活関係の中心となっている

場所をいうものとされ、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定することとされています。

- ・「居所」とは、「その人の生活の本拠ではないが、その人が多少の期間継続して現実に居住する場所」とされています。つまり、「住所」と「居所」の違いは、国内において生活をしている場所がその人の本拠であるか否かによるということです。

#### (3)源泉徴収の扱い

非居住者に支払う給与等に係わる源泉徴収税額は、その支払額の20%相当額とされています。しかし、非居住者であっても留学生等の一定の要件に該当する者については、租税条約によって特例が設けられていますので、確認が必要です。

外国人であっても居住者に該当する場合には、一般の給与等に係わる源泉徴収の方法によって徴収します。

## ナマの税務相談室

**Q** このたび、会社を設立して、切りの良い10周年を迎えましたので、日頃の皆さんの労苦に報いるために海外旅行を企画しています。今日は税務上注意すべきポイントなどを伺いたいと思って参りました。

**A** それは皆さんも喜ばれるし、いま為替は円高時代でもあるし時機に適った良い企画だと思いますよ。大変良い趣旨ですが福利厚生事業としても海外旅行となると税法では非課税扱いに意外と細かい規定がありますので、事前計画は慎重に調べられるのに越したことはありません。

**Q** ものの本によるとその旅行に要する期間というのは無制限ではなく、4泊5日以内という縛りがあるそうですね。

**A** そうですね。その日数は外国での滞在日数で、機内での寝泊まりは1泊としてカウントしません。ところで、その旅行に参加さ

れる従業員さんは全体の何割位ですか。

**Q** お産を間近にした人や身内の法事で参加できない人もいますが、大半の人は参加いたします。

**A** 一応全従業員等の50%以上の参加者が前提です。もし参加されない従業員に相当額の金銭等を支給した場合は給与課税として源泉徴収の対象となりますのでご注意ください。

**Q** たとえば、社員の家族や取引先の方を招待した場合の処理は如何ですか。

**A** ご家族の場合はその従業員の方の賞与になり、取引先等の経費は交際費として処理すべきでしょうね。また、慰安旅行であったという証拠資料、例えば旅行費用請求書、領収書、明細書、パンフレット、日程表、写真等が必要です。

また、現地で支払った対価は消費税は不課税ですのでご注意ください。

## ナマの税務相談室

### 海外慰安旅行での 税の扱い